

150号発行に寄せて

公益財団法人 人権擁護協力会

理事長 中村 浩紹

世界中にコロナ禍が席卷し、武力による他国への侵攻という究極の人権侵害が続けられている令和5年、『人権のひろば』誌は、平成10年4月より隔月定期刊行を続け、第150号を迎えることができました。

その歴史を遡れば、昭和23年7月17日人権擁護委員制度が発足し、法務廳人権擁護局により新たな制度の通信紙として『人権』第1号が同年9月1日発行され、その後、『人権通信』と改称した機関誌第1号（昭和34年4月刊）に引き継がれ、更に、昭和41年4月、『世界人権宣言10周年』を契機として全国人権擁護委員連合会（以下、全連）機関誌・広報誌としての内容を充実させて通算191号（平成10年3月刊）に至るまで法務省人権擁護局（以下、人権局）によって発行が続けられてきました。

平成8年9月、人権擁護施策推進法が制定され、人権擁護推進審議会が発足し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進並びに人権が侵害された場合の被害者の救済に関する基本的事項についての調査審議が開始されました。

これらの人権擁護に関わる社会情勢、特に、人権擁護委員制度の見直し業務を担当する人権局、委員活動の自主運営・研修の充実の改革を求められる全連に替わり、人権擁護委員制度発足50年を契機として、人権擁護委員に加え一般市民を対象とする広報・啓発・情報提供・研修資料提供等をなす人権冊子として内容を更に充実させることとなり、人権局と全連の協力のもとで財団法人人権擁護協力会が編集発行業務を担うことになりました。

平成10年5月、衣替えした『人権のひろば』第1号より隔月刊の人権啓発・教養誌として25年の歳月発行を続け、第150号をお届けすることができたのは、法務省人権擁護機関、誌友の皆様のご支援のたまものと感謝いたし編集スタッフ一同喜びに堪えません。

これからも、公平中立性を旨とし、読者の執務に役立ち、親しみやすい体裁、人権救済へのツール、人権への思いを高揚させる多彩・多様な記事を皆さまにお届けできるよう、次の第200号に向けて前進してまいります。



150号発行に寄せて

全国人権擁護委員連合会 会長
国立ハンセン病資料館 館長

内田 博文

昭和33（1958）年、第7回国際らい会議が東京において開催された。主に厚生省と療養所関係者で会議の準備にあたった。最終日の11月19日に会議委員会報告が行われた。

日本代表の小沢龍・厚生省医務局長は、「日本の療養所における社会事業」と題し、日本は隔離主義を採用しており、今後も在宅の未収容患者を早期収容することが望まれると報告した。

しかし、委員会報告は、無差別の強制隔離は時代錯誤であり、廃止されなければならないと明言した。社会復帰についても、結果的に患者を社会の正常な生活に復帰させることに全力が払われなければならない、患者を友好的に受け入れることは社会の義務であると断言した。差別行為から患者を法律によって保護する必要があるとさえ指摘した。

この会議に参加したインド代表団長のT.N. ジャガディサン氏は、元ハンセン病患者であった。国内外のギャップは極めて大きかった。しかし、日本はこのギャップを過小評価し、埋める

努力を怠り続けた。

この怠惰は、後に、平成13（2001）年5月11日の「らい予防法」違憲熊本地裁判決によって、「ハンセン病に関する国際会議の動向などからすれば、遅くとも昭和35（1960）年には、新法の隔離規定は、その合理性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白となっていたというべきである。」「国會議員には、昭和40（1965）年以降においても、なお新法の隔離規定を改廃しなかった点に違法があり、国會議員の過失も優にこれを認めることができる。」などと判示され、断罪されることになる。

このつらい教訓を忘れてはならない。医学と同様、人権も絶えず進歩する。この進歩に後れを取ると、加害者に転換する。たとえ、3歩進んだとしても、社会が10歩進むときは、この3歩はマイナス評価を受けることになる。時代の変化を正しく把握する。人権擁護委員に必要不可欠の能力のひとつといえないか。



150号発行に寄せて

関東人権擁護委員連合会

会長 草薙 一郎

『人権のひろば』第150号発行、おめでとう
ございます。

『人権のひろば』には、全国各地の人権擁護委員（以下、委員）の活動記事をはじめ、人権に関連した専門的分野の寄稿、心のこもったエッセイなどが掲載されており、毎号、内容を楽しみにしているとともに、委員活動にあたつての資料としても活用させていただいています。

関東人権擁護委員連合会は、東京法務局管轄の1都10県の連合会で構成されており、数多くの委員が所属しています。特徴としては管轄範囲がとても広いため、各連合会が抱えている事情がそれぞれ異なっている点が挙げられます。

これをひとつにまとめることは大変なのですが、その際に役立つのが『人権のひろば』です。各地の人権課題を把握でき、お互いの立場を理解する材料として不可欠な冊子と考えています。

さて、人権課題については従来からの諸課題のほか、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、人権課題が生ずる過程としてインターネット（以下、ネット）等が増えつつあること、

委員活動にネットは不可欠になったこと、委員組織体の活動もICT（情報通信技術）化していく必要性があることなど、変化が生じています。

そのため、当連合会では、委員組織体の活動のためのネット環境整備促進、委員によるLINE相談対応など、ICT化に向けての拡充を図るとともに、人権課題が労働問題など多岐にわたっていることから、専門的分野の研修を充実させていくことを予定しています。また、企業との連携を法務局の協力を得ながら進めるとともに、いろいろな面での社会的差別に伴う人権課題への対応、人権教室の拡充なども図っていくこととします。

社会の変化とともに、人権課題も人権相談の内容も変化します。委員組織体の活動もまた、時代に応じて変化させていかなければなりません。

私たち委員も、新型コロナウイルス発生による急速な社会の変化に対応していくため、引き続き『人権のひろば』を活用しながら、時代の流れに沿った人権啓発活動・人権擁護活動をしてまいります。



150号発行に寄せて

公益財団法人 人権擁護協会の

評議員会 会長 小畑和裕

『人権のひろば』150号、おめでと〜うございます。長年にわたり、人権啓発活動に寄与されてこられましたことに心より敬意を表します。

昭和41年から発行されてきた『人権通信』に代わり、平成10年5月に『人権のひろば』第1号が創刊されました。発行に当たっては関係各位の多大なるご尽力があったものとお察しいたします。その後も編集スタッフの献身的な努力と、多くの方々からのご協力を賜り、今年令和5年まで25年にわたり発行されてきました。

『人権のひろば』創刊時、私は法務省民事局第一課(当時)予算係に勤務していました。予算係は、法務局の運営に必要な総ての予算(人件費、物件費、施設費、その他の経費等)を大蔵省(当時)に要求し、獲得した予算を適正に執行することが主たる業務です。

人権擁護事務処理に必要な予算は人権擁護局の担当ですが、予算上は法務局予算に一本化して整理されています。予算要求作業は別々に行いますが、大蔵省の係官が法務局に出張して事務処理の実態を調査する場合があり、その際は民事局予算係の職員が同行します。大蔵省係官からの質問は多岐にわたり、人権擁護関係の質問も数多くありました。人権擁護事務について門外漢であった私は、予め『人権のひろば』を読んで知識の習得に努めたものです。

『人権のひろば』は、文章も平易で分かりやすく、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品や、人権啓発活動の実態、人権擁護委員の様々な活動が具体的に紹介され、当時から随分と参考にさせていただきました。

その後、法務局へ転出し、人権擁護事務の直接の担当ではありませんでしたが、人権週間行事等のイベントの参加、各種会議等における人権擁護委員の方々との交流の際にも『人権のひろば』の記事が大いに役立ちました。

法務局を退職後、公証人の職務に就き、公証役場来庁者のため待合室に『人権のひろば』を備え置くと、これがまた好評で、閲覧した多くの方々から人権に関する質問を沢山頂戴し、一般の方々の人権問題への関心の深さを実感したものです。

最近の内外の情勢をみると、人権を蔑ろにする出来事(ないがし)があまりにも多く発生しています。人権侵害を防ぐためには『人権のひろば』が重要な役割を果たすと考えます。多くの方々はこの人権啓発冊子をお読みいただき、人権擁護への理解をより一層深めていただきたいと願っております。

『人権のひろば』の益々のご発展を祈念申し上げます。